（1）　第32号　（昭和28年9月10日 第三種郵便物認可）　友愛　昭和30年11月10日　（毎月1回10日発行）

組織拡大月間

11月15日－12月15日

前進の体制を整えよう

……全会員の奮起を要望……

現下の復興せる情勢にかんがみ本部では、十一月十五日より十二月十五日まで組織拡大月間を設け全会員の団結と積極的な前進を期することになった。

本会結成以来ここに三年、過去二回の全国大会を経て、北は北海道より南は九州に至るまで、全国各地に同志の結集を進み、着々と目的達成のために活動を続けているが、幾多の一部に反省と発展を持っているものもあり、くわえて現下の情勢の推移は、われわれの運動展開に深刻な障害となっている。

このことにあたり、われわれは厳正なる自己反省と積極的な情勢判断のもと、本会の基本方針を強力に推進させるため、全会員の奮起と本会の躍進を計り、異議活動を通じて、かくる障害をのり越えなければならない。

本部では先般来この対策を考えていたが当面の組織拡大方針を次のように決め、本会の飛躍的発展を期することになった。これを機会に、組織について討議する。

一、事務所・連絡所の設置（会員の私宅でもよいから機関紙等の資料を常時そろえ、同地区内の会員の連絡の便をはかる）

なおこの組織拡大方針を具体的に推進するため、各地方組織には、各級の構成を本部に連絡することが要請されることになった。

組織拡大方針

一、組織拡大月間（十一月十五日―十二月十五日）

一、未登録会員の完全登録（完全なる会員名簿の作製）

一、各会員二名以上獲得（あらゆる機会をとらえ友愛を説き積極的に入会を勧誘する）

一、未組織地区の組織化促進（個人的なところにはグループ結成、グループは支部結成につとめる）

一、各地集会の活発化（支部ごとグループごとはもちろんのこと、以上集会を開き、特に組織拡大月間を設け全会員の団結と積極的な前進を期すること）

ユースホステルの話しを聞く会

福井正吉氏を囲んで

本紙既報の通り、日本ユースホステル協会幹事長福井正吉氏は、今夏アルプスニーのオスロで開催されたユースホステル国際連盟会議に日本代表として出席したが、同氏は総会終了後一ヵ月余各国のユースホステルを視察、この程帰国した。

本会では、かねてより、ユースホステル運動について深い関心を持っているので、この機会に同氏をまねき、一般会員を交えて〝ユースホステルの話しを聞く会〟を左記の通り開くことになった。

――記――

日時・十一月二十二日午後六時

場所・YMCA同盟会館集会室

なお、福井氏からは、欧州の青年運動についても、いろいろと聞くことにしている。

会員には連絡することを考えている。

新政治段階に対処

研究討論会等開く

両派社会党の統一、民主、自由両党の合同も急速の情勢で、いよいよわが国政治史上初の保守、革新二大政党対決の場が展開されようとしている。

かかる情勢下、一般国民の政治的関心も急激に高くなることが予想され、特に将来を担うわれわれ青年層の役割も非常に大きくなるため、随時情勢分析の研究会等を開催化が確認され、政治学習の強化と組織の強化を会員に要請しているところであり、全国の中から政治の新段階に対処する具体的方策提示の声も高まりこれについて本部役員の間で討議が進められているが、特別に具体策の提示は行わず、暫く様子を見ると共に、適正なる情勢判断と本部の主体的堅持に立脚するとともに、積極的な青年層の役割を果たすべく行使だけに終始していては、決して立派な政治が行われないことがはっきりわかる。

そして、殺されたり、兵隊にとられたりして、自分の大切な権利を放棄するのは、自分の生活と社会の安定を放棄するのと同じ結果になり、民主主義への道を自ら閉ざすことになる。

ここに、国民一人一人が二大政治を試みなければならない。この際各自が自分がまず一番政治を知ろうとする努力と、はっきりした自分の堅実政策を持つ政党を選ぶとともに、その政党を育成し、前途を託すように責任をもってこれにたちむかわなければならない。今後は次の発展と社会の安定のために、国民に対して政治的自覚をうながすことによって力強く推進されなければならない。

普選と婦選は、本当にこれからが始まるのである。

健全な文化運動を

――全文協設立総会――

さて、二年来中央各団体の「原子力平和利用」等の飛躍的な発展等日共系の文化工作の動きはさらに、各方面に非常な反響を呼び、特に青年層に対しては多大なる影響を与えたが、青年の積極的な人権論、中立的な人々もいままでのあり方を反省しなければならないとの声が聞かれるようになり、その表われとして、民主的労組及び青年・婦人団体の間で〝日共の歌声は駄目だ〟といった排撃さえ出ている。

民主主義の確立を目的とするわが国では、政界への批判の目を向けるとともに、国民に対して政治的自覚をうながすことによって力強く推進されなければならない。

普選と婦選は、本当にこれからが始まるのである。

私学総蹶起大会

激励のメッセージ送る

全国私学学生自治会連盟では、昨年に引続き、来る十一月二十五・六・七の三日間東京・神田の日本大学法学部講堂で〝私学学生総蹶起大会〟を開催することになった。

同大会は、全国私学二十二万の代表が集まり、〝全国私学の団結に代り、共に悩みを解決せん〟と、次のスローガンの下に、過去の私学が果してきた数多くの輝やかしき実績を更に積み上げるべく、この大会に同大会は開催されるものので、本会でも昨年同様、激励のメッセージを送ることにしている。

新卒教員を適正配置

大学教委の連絡調整を要望

文部省では、来春の教員養成大学学部の卒業（修了）生を小、中学校に適正に配置し、就職の円滑を期すために、十一月一日都道府県教育委員会および関係大学あて通達された。それによると

❶都道府県教育委員会と関係大学との連絡協議会（仮称）を設けて、教員の適正配置について解きな採用についての具体的方針をじゅうぶんに打ち合せ、連絡調整指導すること。

❷都道府県教育委員会は、小・中学校教員の需給について具体的年次計画をたてるとともに、市町村教育委員会との連絡協議会（仮称）を設け、教員の適正配置について解きな採用についての具体的方針をじゅうぶんに打ち合せ、連絡調整指導すること。

❸都道府県教育委員会と関係大学（修了）生の就職斡旋指導に必要な資料を提供し、連絡調整指導すること。

❹教員養成大学、学部では、卒業（修了）生の就職斡旋に協力すること。

などについて、次のことについての計画および具体的指導を組織的に行うこと。

（イ）当該教育委員会との緊密な連絡（ロ）就職指導に必要な資料の収集（ハ）卒業（修了）生に教員採用の実情を知らせ、就職に対する心がまえ等についての指導（ニ）就職に対する個別的な希望の聴取および指導（ホ）卒業（修了）生の学業成績証明書、身体検査証明書、就職に関する推薦状、学校調査書、教科別希望（ヘ）および職業紹介等の資料の準備生徒数も六十人ぐらいとし、生徒数が少数でなければ実習の目的を達し得ないような特殊の課程の学校については、この数を下回ることができること基準数は生徒一人当り〇・五坪以上とすることなどについて意見の交換が行われた。

大学の意向まとまる

――学生健康保険制度――

学生健康保険個人については、さきに文部省が、その趣旨を説明したことにより、各方面の意見も一層具体的になった。

さらに八月には、学識厚生審議会が設置六年目に原則として全学生強制加入させ、学生二人当り年額千八百円程度とする建議がなされたが、この程度なら大学の実情や意見がまとまったので、文部省は絶対実施には賛成である、強制加入もやむをえない。保険料は年額千百円程度にしてほしい。

私立大学連盟・私立大学協会・私立大学課長協会等の総合意見として、検討した結果明年度からの実施は困難である。

国立大学協会の意見に近いが同じ。

公立短大協会

×　×　×

なお文部省では慶応二万人の学生を対象にアンケートを出し、学生健康保険個人について、さきに文部省が、その趣旨を説明したことにより、各方面の意見も一層具体的になった。

さらに八月には、学識厚生審議会が設置六年目に原則として全学生強制加入させ、学生二人当り年額千八百円程度とする建議がなされたが、この程度なら大学の実情や意見がまとまったので、文部省は絶対実施には賛成である、強制加入もやむをえない。保険料は年額千百円程度にしてほしい。

私立大学連盟・私立大学協会・私立大学課長協会等の総合意見として、検討した結果明年度からの実施は困難である。

国立大学協会の意見に近いが同じ。

公立大学協会

公立短大協会

×　×　×

なお文部省では慶応二万人の学生を対象にアンケートを出し、学生健康保険個人について、さきに文部省が、その趣旨を説明したことにより、各方面の意見も一層具体的になった。

さらに八月には、学識厚生審議会が設置六年目に原則として全学生強制加入させ、学生二人当り年額千八百円程度とする建議がなされたが、この程度なら大学の実情や意見がまとまったので、文部省は絶対実施には賛成である、強制加入もやむをえない。保険料は年額千百円程度にしてほしい。

私立大学連盟・私立大学協会・私立大学課長協会等の総合意見として、検討した結果明年度からの実施は困難である。

国立大学協会の意見に近いが同じ。

公立大学協会

公立短大協会

×　×　×

なお文部省では慶応二万人の学生を対象にアンケートを出し、学生健康保険個人について、さきに文部省が、その趣旨を説明したことにより、各方面の意見も一層具体的になった。

さらに八月には、学識厚生審議会が設置六年目に原則として全学生強制加入させ、学生二人当り年額千八百円程度とする建議がなされたが、この程度なら大学の実情や意見がまとまったので、文部省は絶対実施には賛成である、強制加入もやむをえない。保険料は年額千百円程度にしてほしい。

私立大学連盟・私立大学協会・私立大学課長協会等の総合意見として、検討した結果明年度からの実施は困難である。

国立大学協会の意見に近いが同じ。

公立大学協会

公立短大協会

×　×　×

なお文部省では慶応二万人の学生を対象にアンケートを出し、学生

集会を活発に

都内組織化に本腰

東京都内の組織化については、再三、有志の間で準備が進められていたが、所期の目的達成までに至らなかったことから、今回の組織拡大方針の決定により、各地有志の動きを活発にし、組織部でもこの動きに呼応して積極的な働きかけを行う体勢を整えることになった。

特に組織拡大月間中は、本部オルグを随時各地の集会に出席させ、組織活動の進め方について話し合うことにしている。

各大学別に開く

学生部（東京）懇談会

組織拡大方針は別掲の通り推進されることになったが、その一環として東京学生部では、次の通り東京都内各大学別に懇談会を開き、在校会員を勧誘、会員外の有志を交え、本会学生組織の確立と今後の運動展開について話し合うことになった。

＝懇談会日程＝

十一月一日　午後二時　日本大学

十一月二日　午後二時　宮下一男君　国体に出場

十一月二日　午後二時　早稲田大学

十一月三日　午後二時　明治大学

十一月四日　午後二時　中央大学

十一月五日　午後二時　法政大学

十一月十日　午後二時　学習院大学

十一月十一日　午後二時　慶応大学

なおこの他三の大学において懇談会が予定されている日程が多少ずれることになろう。

先般の全国民体育大会に東京都代表選手団の一員として出場、全国の強豪と技をきそったが、同君はおしくも予選で敗れた。

宮下一男君　国体に出場

先般の全国民体育大会に東京都代表選手団の一員として出場、全国の強豪と技をきそったが、同君はおしくも予選で敗れた。

友愛

発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町7の10
電話大塚（94）3801
編集兼発行人　水谷一雄
定価1部10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

随言

朝餉の納豆売りの声が、身にしみる頃となった。しんと寒さの一きわこたえる朝、ふとんの中で身体をえびのようにまげて聞く納豆売りの声は、人の胸に人生のわびしさというものを感じさせるものである。▽ここまで厳寒挑戦の運動が始まり、社会の片すみに忘れられた人々を救おうと、多くの同情によって物や、お金が集められる。▽とかくこうした行為に対して、僅かの金や物を集めて、少しの貧しい人々を救うだけで何程かの効果があろうか。それよりも、そのような貧困の発生せる政治をよくなくしたむとする治策を伴った運動を展開することが、より根本的な救済の方法ではないかと思う。▽しかしそのような批評がそれ自身正しいことは充分わかっていても、只冷笑し批評しているだけでは貧しい人はより救われようとはしない。▽挟合い運動の盛り上る救済の手はたとえ永続きしようとも、冷たさの中で暖かいものが、少しの力、一本の手ぬくい、一袋のお菓子から伝えられ、それにまさるものはないであろう。▽「働けど働けども」の悲哀は今日尚現実にあるが、政治の悪さも又、人々の貧しい心の育成によって改善の方向を向けられるという、極めて容易な信念に勝利の日が来ることを願っていたいものである。【日輪】

▽新生活運動が一向進まず、新生活運動の委員の方々何してるのかという声が聞かれる。▽ある待合のおかみの話では、新聞に発表された新生活運動の委員のうちで〝変〟のない人は幾人もいないとのことである。▽これら委員会では運動の実があがらないのも無理はないというもの。経費ばかりかかって、何を運動していることやら、恐いやられる。某氏曰く、新生活運動なんて、実際笑いごとではない！〝あんしょうたのまっせ〟【日光】

憲法第九十六条は全部改正の場合を含むか

憲法問題の焦点（その五）

(1) 憲法改正の意義

前項で述べたように、憲法はその永続性及び安定性の努力をなしつつも、各個別において、憲法が変化するのは、条文の字句のみではない。憲法は条文はそのままで内容だけが変化する場合がある。すなわち、憲法が変化するのような変化を意味しないのか。

憲法改正可能の余地のあることを認めるを得ず、改正の手続をその規定に明らかにしている。わが国憲法第九六条の規定がこれである。ところで「憲法改正」とは一体どのようなことを意味し、と

目次
序　憲法問題の展望
第一章　憲法改正問題の発展
段階
(一) 憲法改正論議の三段階
(1) 憲法施行直後の時期
(2) 独立前後の時期
(3) MSA協定の時期
(二) 憲法改正論議の現段階
(1) 憲法改正論議の諸相
(2) 賛否両陣営の対立像
附 (一) 新憲法無効論と明治憲法復原論
(二) 各国憲法の改正情況一覧
(三) 参考文献一覧
第二章　憲法改正の法的諸問題
(一) 憲法改正の理念
(1) 憲法改正の安定性と可変性
(2) 憲法改正の手続
(二) 憲法改正の限界
(三) 憲法改正の諸問題
第三章　戦争放棄の諸問題
(一) 憲法第九条の憲法的解釈
(二) 憲法第九条の国際法的意義
(三) 自衛隊と国際警察軍
(四) 信託統治制度
(五) 沖縄と千島の帰属
(六) 本土の復帰
(七) 千島は放棄したのか？

改正は広義の立法行為

憲法は『憲法改正』という言葉を二つの述語として――一個の法的概念として規定している。その持つところの意味は、憲法自身の定める一定の手続きに従って成文の憲法に対し、意識的に変更を加えることをいうのである。具体的には、現に憲法として有効に存在する規範の条章を代えて、これと形式や内容を異にする法規の条項を、憲法として存在せしめることなのである。かように、法的意識における『憲法改正』とは、明らかに憲法の変更を目的として意識的に変更を加える行為をいうのである。しかして、その変更の内容は、既存の条項を修正・削除したり、新たな条項を追加したり、あるいは、別に法典を設けて条項を増補したりすることである。以上を要約すれば『憲法改正とは、成文憲法中の条項の修正及び追加をなし、あるいは、別に法典を設けて条項を増補することによって、憲法に意識的に変改を加えること』をいうのである。憲法の効力を一時的に停止したりすることは、ここにいう日本国憲法の規定する憲法の改正ではない。したがって、それは成文憲法典の部分的制定である、ということもできよう。

また憲法改正は憲法革命とは異なる。憲法は意識的にではあるが法を離れた行動によって、憲法の法規の一部を変更することも、事実としてはなお行われないこともない。しかし、それは革命行動であり、革命行為の結果による憲法の改変である。憲法革命が、革命の結果として生じる現象であるにたいし、憲法改正は、成文憲法典所定の手続きによる立憲の立法にほかならない。故に、憲法改正は常に国家の立法的行為に基くものであって、これをもって、超法的な政治的行為であるとすることは勿論できない。

異説の多い変更の形式

ところで、憲法変更の形式は一様ではなく、おもに廃止・停止・全部改正・一部改正・削除・追加・増補などがあるが、一体そのうちどのような範囲までが、憲章の正しい意味での『憲法改正』に含まれるのであろうか。

学者の間においても説の多いところであるが、大石義雄教授（京都大学）の説によればそれは次の如くである。第一に、既存の憲法を全体としてその存在を失わしめて、憲法の変更が行われる場合がある――例えば新憲法の如き――これにも二つの場合がある。その一は、既存の憲法を全体としてその存在を失わしめ、これに代る新憲法を制定中、特定の個別的規定についてその存在を失わしめるのではないが、規定の形式や内容に変更を加える場合であり、これを憲法の一部改正という。第二には憲法の『削除』であって、規定中のあるものについて、個別的にその存在を失わしめ、それに代る規定を設けない場合である。第三は憲法の『一部改正』という。第二には憲法を別に追加する場合であり、これを憲法規定の『追加』という。日本国憲法における改正とは、その一部の基礎を保持しながら憲法典を『部分的に変更』するところの全部改正・一部改正・削除・追加の各場合を総称する言葉であるが、上述でおられる。しかしながら、新憲法が旧憲法所定の手続きによって成立せしめられたという点に於て形式上の法的連続性のゆえに、旧憲法の実体が、全面的にその存在を失わしめられた場合をも含む、改正と称しうるかどうか、全部改正を『改正』の概念の中に加えることは大いに疑問なきを得ないところである。それは、やはり憲法の廃止であって、日本国憲法第九六条にいう『憲法の改正』ではないのではないか、何となれば、第九六条は、改正憲法は『この憲法と一体をなすものとして』公布さるべき旨を規定しているのであって、それは改正憲法が付加して一体となるべき現行憲法の存在を予想しているのである。しかるがゆえに、現行憲法が、もし『全体として存在を失わしられた』ならば、もとより改正憲法が『一体をなす』べき原形がなくなってしまうことになる。つまり、日本国憲法における改正とは、その一部の基礎を保持しながら憲法典を『部分的に変更』するところの『一部改正』を指すのであって、『全部改正』の場合をも包含するものではないと考えるのが公法学者の多くの意見であろう。この点について、新憲法は明治憲法の全面的改正――形式といい、内容といい――であって、とかく論議の多いところであるが、内実においては新理念に基く新法の制定であると考えられる。

善悪の価値判断が問題

さらに、憲法改正の本質的法理について、田畑忍教授（同志社大学総長）は『憲法の改正は歴史の進行の方向に向って現行の憲法の規定を改めるべき場合のみ』に認められるべきであって『これを逆行的に変えることは改悪であって、憲法の破壊である』と断じて正当ではないと主張されている。憲法は改悪され、破壊されることを本能的且つ理的に欲しないのであり、改正とは文字通り『正しく改める』ことをのみ意味するのであるとされている。

しかしながら、何が正しい改正であり、何が改悪なのであるか、を具体的に判断する基準は各人一様ではなく、また、時代により所により、道徳の価値判断は変化せざるをえないのであって、絶対的なものではありえない。しかも、改正というからには、改悪のいわれるように常に『本能的に』改良改善ということを意図しているのであって、もし国民背徳者の過半数が改悪なりと判断すれば、現実において改正は行われないであろう。

ともあれ、これを要するに、日本国憲法の改正とは、憲法の基礎を保持しつつ、憲法自身の定める一定の手続きによって、憲法に対し、意識的に部分的変更を加えることをいうのであって、憲法の廃止・中止・停止及び全部改正は、ここにいう憲法の改正ではないのである。（次回は改正の手続）

沖縄と千島（その二）

「信託統治」の理由薄弱

四、信託統制度

沖縄の現在について、そこに存在する日本の「主権」についての問題は、これまでのべてきたところによって明らかになったと思うしかし第二段階である「米国を施政権者とする国際連合信託統治制度」については如何か。その場合に関しては、日本が既に同意を与えていることはのべたが、そこには如何も問題がないのであろうか。

これらの問題を考える場合には、まず「国際連合憲章」の信託統治に関する規定を見てゆく必要があろう。個々の規定の引用は繁雑になるので省略するが簡単にいえば、信託統治制度の目的は、国際間の平和及び安全の増進と、その地域住民の政治的、経済的、教育的、社会的進歩を促進するとともに、その住民が自治または、独立に向よう発展せしめることにある。これを裏返せば、信託統治は平和維持といわば戦略的要請にたえるとともに、住民の福祉、その自治、独立の達成を目的とする点にその制度の基本的目的がある。しかしながら、この二つの目的のうちいわゆる戦略的要請にたえるという目的は、国際連盟の委任統治制度においては存在しなかったものであり、委任統治制度のあとをうけた信託統治が、住民の政治的、経済的、教育的、社会的進歩を促進し、自治と独立に向わせるための制度として重要な意味があることはいうまでもない。しかしながら、沖縄には、南洋諸島の信託統治における条件と異り、住民自体の自治と独立を促すような地は存在せず、かえって自治や独立を望むところか、日本への復帰を要望しているような場合は、信託統治にする理由も又、きわめて薄弱であるといわなければならない。まして や最近における伊江島の金武部落にみられるようなきわめて憂慮すべき下に強行される土地収用が、住民の経済的、衣食的、教育的基盤を脅かす体質のものであることは到底考えられないのである。

五、沖縄の日本復帰

もともと領地の住民の自由意志に一致しない領土的変更をしないというのは、一九四一年八月十四日の「大西洋憲章」として知られる連合国の指導原則であるとなっている点に関しては一応はっきりとした主張点を述べておこう。

千島に関しては、満和条約の規定が決定的である。

日本は千島における主権を「放棄」しているのであって、ここで改めて説くまでもないであろう。この点に関しては、日本はなんら争う余地はない。これについての「放棄」はサンフランシスコ講和条約の締結に際しても全く異論なく承認されたところである。

千島に関しては、日ソ交渉の折とて、種々雑説に論議されているので、ここで改めて説くまでもないであろう。この点に関しては論者によって種々意見があわれているとなっている点に関しては一応はっきりとした主張点を述べておこう。

千島に関しては、満和条約の規定が決定的である。

日本は千島における主権を「放棄」しているのであって、ここで改めて説くまでもないであろう。この点に関しては、日本はなんら争う余地はない。これについての「放棄」がサンフランシスコ講和条約の締結に際しても全く異論なく承認されたところである。

千島は放棄したのか？

終戦に際してただ出されたものでソ連に対しては「放棄」していないから日本は領土権を主張し得るとなす人々がいる。しかしそれは同じ地域の上に「放棄」した権利と「放棄」していない権利との二重の権利を認める、という結果となり、これが論理であることは明らかである。ただ日本としては主張すべきは、「太西洋憲章」において宣言されている「カイロ宣言」にうたわれた「ヤルタ協定」を主張するならば、これらの三国は、連合国の「領土不拡大」の共同宣言を犯したことになる。この点は、同宣言の参加国である南陽に残る盲点である。これらはサンフランシスコ講和条約が、その適用を受けて締結されたとき、その無効を主張すべきであろう。この無理はいつか解決させなければならないであろう。それはわれわれの義務でもあり、連合国の義務でもある。

それを返すべきは、その問題が法的なものでなく、むしろ政治的な問題であることを意味する。国連合国による国際会議によって決定すべきであり、との議論が出る所以である。ともあれ、日本としては、再び千島に対して領土権を主張することは、一旦「放棄」したものである以上、法的に当であるといえないことだけは確かである。

註＝ハボマイ、シコタンに関しては、これは歯舞から北海道の一部であり、いわゆる「千島」には ふくまれず、問題とならない。

× × ×

以上「沖縄」と「千島」に関してのべた点は、日本の領土処理についての問題点であり、日本の北端と南陽に残る盲点である。これらはサンフランシスコ講和条約が、その適用を受けて締結されたとき、その無効を主張すべきであろう。この無理はいつか解決させなければならないであろう。それはわれわれの義務でもあり、連合国の義務でもある。

（沖縄と千島終り）

〔友愛青年同志会則（抄）〕

第一章　総則

第一条　本会は友愛青年同志会と称する。

第二条　本会は本部を東京都に置く。本会は必要に応じ、地域別または学校別に支部を設けることができる。支部に関する細則は別に定める。

第二章　目的及び事業

第三条　本会は友愛精神を基調として青年の団結を図り、政治・経済・社会および文化の全面に亘って公正なる識見を博めるとともに、青年の学識および社会活動を涵養して共助共存の実を挙げ健全明朗なる民主社会の実現と自主独立の文化国家の建設に挺身することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的達成のため左の事業を行う。

友愛精神および民主思想の昂揚思想防衛と自衛体制確立に生産強化および国力充実を目途とする機運醸成の推進。

社会福祉と厚生文化を基本とする機運醸成の推進。

世論調査部に於ける青年運動に関する資料の調査。

青年の学校および社会活動に対する総務協力。

国際親善に資する青年運動、講演会、公聴会、討論会、座談会、その他各種催物の開催。

機関紙および各種刊行物の編集刊行その他本会の目的達成のために必要なる事業。

第三章　会員

第五条　本会の趣旨に賛同し会則を守る男女青年をもって会員とする。新しい入会者は定められた入会申込書に所定の事項を記入の上入会金及び会費をそえて居住地の支部に申込むものとする。

第四章　役員及び機関

第一節　役員

第九条　本会の役員は、会長一名、常任幹事（経理一名を含む）若干名、事務局長一名、監査二名、統制委員若干名とし大会において選出する。

第二節　機関及び機構

第十三条　本会に大会、常任幹事会、幹事会を置く。

第五章　組織

第一節　支部

第二十二条　組織の基本を支部とし、同一市区町村及び学校を単位として、会員二十名以上をもって構成する。これにみたない場合は班又は地区に編成する。

第二節　支部連合会

第二十四条　同一都道府県内に二個以上の支部がある時は、支部連合会を組織する。

第六章　会計

第二十六条　会費は会員一名年額二百円とし二期（四月・九月）にわけ支部より本部に納入する。支部費は支部が定める。

映画と教育

映画

教育映画が一般の映画館で上映されることは殆んどないであろう。佐久間ダムなどの大規模なPR映画は別として日常われわれが目にしている映画は何処のニュースと劇映画である。

戦後、教育映画や文化映画は興業成績が落ちるからと沢山と各映画館からは嫌われてしまった。それでも現在は教育映画は四百八十本余りも作られ、その動員人数は延べ三億にも上がっている。この数字から推すと大部多いようだが、またまた劇映画の八億には及ばない。

映画館では上映されず、そのはけ口はどこにあるのかというと、都内の学校を初めとして地方の学校、公民館などである。

CIE映画のはたした役割

十年前、占領軍が千三百台のナトコ映写機と三万本のCIEのフィルムをライフライン退勤の刺激の種先きを切った。

もっともCIEの映画は乏しくいえば教育映画というもののアメリカの宣伝映画という臭味があったが、無料貸出しというのが取得でもあった。

又、各種青年団や、青年団体、新聞社などの組織した巡回映画班が山村や漁村の片隅に行って上映したり、学校などの手によって今迄教育映画は消化されて来た。しかし巡回の場合は劇映画と一緒に

【写真、上一人の母の記録 "下" 教室 の子供達 共に波映画製作】

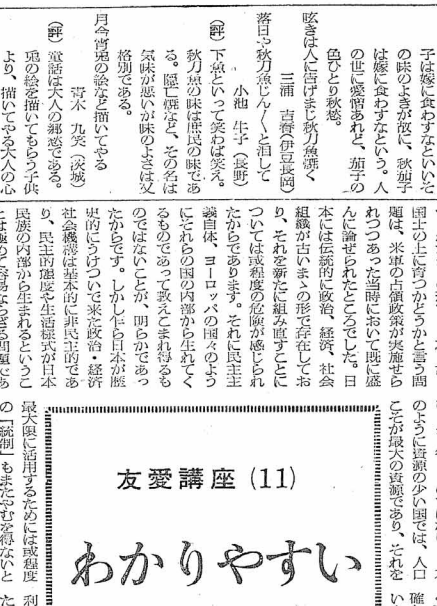

フィルムライブラリの強化

又、これに伴って教育映画への批判が少なければ少ない程幅の広い作品は生れて来ないだろう。教育映画が一般映画館で上映されていないとすれば文部省はこれらを埋もれたものへの後押しにはばもっと力を入れて育て上げるべきや、それには教育映画製作への補助や映写機を各県十台位だせる様フィルムライブラリイの設置を強化するなど、官製の無駄金からこれら足もとの教育援助はいくらでも出来るはずである。

最近学校では映写機や幻灯機は視覚教育の一環として必需品のようになるであろう。十月九日より芸術祭の向うを張って教育映画祭が東京を初めとして全国五十ヶ所で行われた。これに足並みを揃じて十三国による国際教育映画祭も十四日より三日間東京で開かれた。けれども教育映画スターもおらず映画館でも上映されない。何故か教育映画は芸術ではないというお役人の見解からか文部省の芸術祭への参加も断われたとゆう話だ。全く閣の中の存在である。

この種の映画は隠れるだけ儲けようというのではないから甚だ地味な存在であり映画館そのものの一ばらの十年を一瞬に歩んで来た。その苦しみを舐めて来たばかりでなく、苦しくも作品だけは良いものを、映画と教育にというスローガンと共に企業者達は強い意気で働らいてきている。

現在プロダクションの数は百に近く、中には倍々、造船、繊維などのスポンサーと組んで大掛りなPR映画を作るところもあり、小さいところは教材映画など細々と製作を続けているのが現状である。

今月の七、八、九日に「学校視聴覚教育全国大会」が東京学芸大学を中心として五会場で開かれたのであるが、集まった人々を見ると殆んどが教育関係の人々であり、一般大衆が教育映画を見る機会が非常に少ない、ほとんど見ていないと言ってもよい位である。

これはむしろ機会がないというよりも関心が薄いところにあるのではないかと思われる。もっと親が子供を連れて何処の映画館にでも入れるような教育映画が供給されるほどに関心と理解ある心掛けをもあってほしい。

目で見る教育が我々の頭の中に位置をしめるのはその時である。

次に映画祭に参加した作品の中でも優れたものを拾ってみると次の通りである。

一部（学校教育）
「かえるの発生」一巻（岩波映画）「蛍と蛍柱」一巻（日本視覚教材）「海べの動物」一巻（日本視覚教材）「オーケストラの楽器」一巻（日映科学）

二部（社会教育）
「二人の母の記録」四巻（岩波映画）「子供は見ている」二巻（日映科学）「緑の畑の人々」三巻（新理研）

三部（記録映画その他）
「ともはあちゃんありがとう」五巻（民芸）「教室の子供たち」二巻（岩波映画）「佐久間ダム建設記録」一巻（岩波映画）

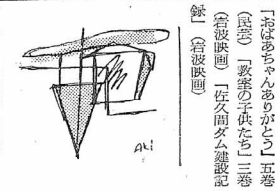

論壇

一時的便法を排せ

——政党政治と代行委員制

北川登

旭山一郎を内閣官選大臣に指名するに、政党の代表者である総裁は、もとより異論をはさむ余地のないほどの政党が議会の多数を占める場合には総理大臣と同一人であるべきなのであり、又野党や委員長とは比較にならぬほど重要なものであるべきはずなのであるが、内閣が組織される場合には次期の総理大臣たるべく予定されている人物に他ならない。

政党に総裁という職があるということは、会社に社長があり、組合に委員長があるということと同じように極めて平易なことであり、事態が順調に進行すれば、十五日にはわが国最大の政党が誕生するであろう。そして恐らくは政務担当の旭山行委員が第三次旭山内閣を組閣することになるであろう。そうとすれば、半才以前にもせよ、自己の経歴を自ら定めないということは、いわば組織体としての裏打を自ら備えることができないことを意味しているのだといえるのであって、信を問われねばならぬ国民に対して、不誠実であるともいえよう。二大政党の対立時代を迎えたとはいえ、政界は激革を経て再編成されたのであって、改めて民意を問われねばならない時期が近い。保守新党は国民の良識に応えるためにも、代行委員制という時的便法に安閑とすることなく、健全なる政党の姿を実現するよう努力を傾けるべきである。

（筆者は本会常任幹事・情報宣伝部長）

友愛俳壇

内山一草堂選

さびしさは裂き残り茄子の漬さほどに

矢守　宏子（熊本）

（評）その皮の固さが故に、秋茄子は嫁に食わすなというその味のよさが故に、秋茄子は嫁に食わすなという。人の世に愛憎あれど、茄子の色のとり秋惣。

咳きは人に告げまじ秋刀魚焼く

三浦　吉春（伊豆長岡）

落日や秋刀魚じゅーと泡して

小池　生子（長野）

（評）下痢といって突わは突え。秋刀魚の味は庶民の味である。隠し憂けど、その名は気味が悪いが味のよさは父格別である。

月今宵鬼の念ど描いてる

菅木　九英（茨城）

（評）童話は大人の郷愁である。鬼の絵を描いてもらう子供より、描いてやる大人の心が感じられる。

夜学より出でて月見の夜と知りぬ

鷹部　草丘（山形）

竣工を急ぐ飯場の秋刀魚焼く

安藤　三経（岐阜）

山襞に窯落ちしゝ水澄みぬ

山本　茶山（栄坂）

待宵や台風ゆくと近づく報

沼尻　菅里（東京）

浜名湖はとびび小さく秋の声

岩村　三志（東京）

駅端草ぶるまの雫の濡ら寒く

広瀬　章女（修善寺）

魚鉄塔くびのかりゆく秋の声

菅沼　東州（北海道）

夕月やふみ切り越えて立ち止まり

三浦あき女（伊豆）

宣伝カ声のたる里は柿の秋

武藤　帯童（福岡）

（選者吟）

手を打てばさに声あり水の澄む

友愛講座　第十二講

続日本の民主化と友愛運動

中央教育指導部

一年にわたってつづけて来た「友愛講座」も今月号を以て一応終ることになりました。そこで「わかりやすい友愛講座」の最後として友愛運動を今後展開して行くにあたって将来起るであろう二三の問題について書くことにいたします。

一、全体主義と友愛運動

戦後における日本の民主化が、米軍によって「押しつけられた」ものであったことは既に述べました。そのような民主主義が、輸入せられたまゝの形で、日本と言う国土の上に育つかどうかと言う問題は、米軍の占領政策が実施せられつつあった当時において既に盛んに論ぜられたところでした。日本には従来封建的政治、経済、社会組織が厳しいまゝの形で存在しており、それを新たに組み直すことについては或程度の抵抗が感じられたからであります。それに民主主義自体、ヨーロッパの国々のようにそれらの国の内部から生れてくるものであって教えこまれるものではないことが、明らかであったからです。しかし今日本が歴史的にうけついで来た政治・経済社会機構が基本的に非民主的であり、民主的思想や生活様式が日本民族の内部から生まれるということは極めて容易ならざる問題であります。それは日本民族が数世紀にわたってうえつけられて来た服従、現世という河瞬、家族の共同社会や国家に対する義務観念にかわって、個人の尊厳、人間としての政治と言うような意識が、真の国民の一人一人のものとなり切ることを意味するからであります。日本で今日政治の実際にたずさわっている人々のうちには、国民は主権者であり、統制や特権を与えても、それを受ける用意ができていないし、日本が今日のような無秩序におかれた以上、現在の日本人の特質は、是非強くなければならないと考えている人がいます。これらの人々にとっては、最大限の生産力は最大限の統制を意味し、彼等は民主主義が外国では

友愛講座（11）

わかりやすい友愛の解説

利と、個人の尊厳と自由は、そのために犠牲されてはならず、その総の確立をした信念を決してくずされるようなことがあってはなりません。民主主義の振子が左からの「統制」もまたやむを得ないと考えているからです。このような考え方が、敗戦後十年にして再び従、現世という河瞬、家族の共同社会や国家に対する義務観念にかわらないものがあるようです。何故ならばもっともしくし聞こえるその主張こそ、全体主義への新しい出発を準備するものに外ならないからであります。

日本の将来にとって、再びこのような考え方が勢を得ることはいとはして保証することが出来ません。その第一の要因は既に中国大陸における全体主義の影響力によって、日本の政界は新たに二大政党対立の時代を迎えました。しかし、第二の要因は、国民自身の中において、現実の政治のあり方ならなければならないとは言うまでもありません。社会党の統一に伴って発表された「新綱領」によって明らかなように、これら公然と、日本再軍備に絶対反対する政策を掲げる政党はこれで一つもなくなってしまった」とは十月十五日のエコノミストの論説であるように二大政党のいずれもが、日本の政治に漸くおとずれた晴れの様な感じをいだかせます。

二、政党政治の将来と友愛運動

保守の合同と、社会党の統一に伴って、日本の政界は新たに二大政党対立の時代を迎えました。それは、従来からとかく繰り返えされた日本の政治に漸くおとずれた晴れの様な感じをいだかせます。

日本は今後尚しばらく、その安全保障を米国に仰ぐことになるでしょう。その短き空白者は多いけれども、その為には、他の何等かの手段による保障の道が講ぜられなくてはならないとは言うまでもありません。

二大政党の時代に備え、又いわゆる「おしつけられた民主化」が漸く日本人自身のものとなりつゝあるきざしが今見えています。民主主義が十年前、異常な新らしさで日本人の前に呈示された時、あわてふためいた人々が、今漸く落ちつきをとりもどしつゝあります。

けれども、それが正しくすべて国民にゆきわたるには、まだ長い道程が必要であります。

二大政党の対立の形が、分裂と離合集散の後に漸く固まったとしても、政治の安定という面で果す役割はかりしれないものがあってもほしいものであります。

しかし日本の政界が一応形の上で二大政党の構成をとったからと言って、すぐ、英国における保守と労働両党対立のような立派な政党政治を期待することが出来ないのが論であります。それは選挙一つをとってもその態度がどのようなものになっているかを少し考えてみれば、すぐわかることであります。新たに組みたてられた二大政党の構成はそれ自身重要であります。しかしそれを「あるべき」姿にまで発展せしめる道は、すべての国民が、真に民主政治にめざめ、政府は国民の公僕であるとの確信に達することにあります。

経験以来十年、連合国による「おしつけられた民主化」が漸く日本人の間に呈示された時、あわてふためいた人々が、今漸く落ちつきをとりもどしつゝあります。

けれども、それが正しくすべて国民にゆきわたるには、まだ長い道程が必要であります。

二大政党の対立の形が、分裂と離合集散の後に漸く固まったとしても、政治の安定という面で果す役割はかりしれないものがあってもほしいものであります。

しかし日本の政界が一応形の上で二大政党の構成をとったからと言って、すぐ、英国における保守と労働両党対立のような立派な政党政治を期待することが出来ないのが論であります。それは選挙一つをとってもその態度がどのようなものになっているかを少し考えてみれば、すぐわかることであります。新たに組みたてられた二大政党の構成はそれ自身重要であります。しかしそれを「あるべき」姿にまで発展せしめる道は、すべての国民が、真に民主政治にめざめ、政府は国民の公僕であるとの確信に達することにあります。

経験以来十年、連合国による「おしつけられた民主化」が漸く日本人自身のものとなりつゝあるきざしが今見えています。民主主義が十年前、異常な新らしさで日本人の前

第二回移動文化映画班巡回

支部会員の協力で盛況
地方組織拡大の実をあげる
全人口の一割集る
＝日光市＝

第二回移動文化映画の予定コースは第一コース日光市三地区、第二は長野県九地区、第三は静岡県東部三地区、計十五地区であった。先ず第一コースの日光市は、十七日より三日間、最初の野口部落は市の中心から一里も離れたところであったがそれでも観衆は四百を越すと思われる程であった。二日目の市立公会堂は映行機の搭納庫を建てなおしたものというだけあって非常に大きく。観衆は豊洲人の話によると三千名を越すといわれたが三分の二しかうまらないそれにしても人口三万の日光市の約十分の一の人達が集ったという訳だ。三日目の小来川という部落は市の中心より二里も離れている僻地、すでに〝御嶽息子〟は防犯映画会で上映したとの事であった。かそれでも三百名を越す観衆で会場の小学校の講堂はわれるような盛況であった。こは最初のコースであったがに出発前、鬼元支部の宮沢力観衆動員力等に多少の不安を抱いていたのであったが翌朝で十二月に入ったせいもあろうが広い講堂はぎっしりとして心に話しを聞いてくれた。東信地区八ヶ町村が終えて、小諸、上田松本を経て、上伊那の宮輪町に行く、天竜川の河岸の小学校講堂を会場にしたが終映してから先会員に寄年組員を交えて懇談会をも友愛思想等について意見を交換した。

十一月四日朝東、長野県の予定コースを終えて帰京したがこゝでと十三日の四等国のの外人に歴口をわれた戦後日本も、相次ぐ二天政党の統一によって、政党政治の「あり方」という様な上に、理想的形態を、探求の声外十年という年は、日本の政治史に輝かしい業績を書き加えたというった。この意味において昭和三三年度は、民主社会において考えるべきである。立法・司法・行政の三権分立を基礎とする議院内閣制度は、民主社会において考えうる理想的な制度であり、その運営は二天政党の円満なる相互扶助によってなされるのが最も望ましい治体であるからである。恩は社会党の統一は講和会議をめぐっての分裂以来、四年の才月を要した組織の達成であり、保守党のそれも戦後初の大事業であった。

満十年前の十一月相前後して結成された二の両党はともに過去における党の成長の過程を異にするけれども、再び一本の姿となった現状でも色々な共通点や相異点を持っている。先ず第一に保守・革新の対立による二天政党の誕生ということは両者はともにその実現に努力してきたということである。

今度の総選挙に社会党は統一全公約し、保守は民主・自由の対立のまま戦ったという事情の相異ことであれ、今日、両者ともに統一体制に拘る強いの二つは人事と派閥の問題である。人事や派閥が問題とされるということは政党の腐敗を意味するが、政党政治の運営は期待し難い。多数横暴を慮に戒めなければならないことは言うまでもない。

解説

保守・革新の統一
―二大政党対立の行方像―

全国五十カ所で開く
第二回教育映画祭

昨年に続いて第二回教育映画祭は、社会党政権が生れれば次に、とのできない事実である。これとは政権を渡さない側度をというので、現在で保守政治の正を始め防衛問題、日ソ交渉、日比賠償、選挙法改正、四年度予算などの重要政策において両者の主張の相違はきまりにもできすぎる。この相違の解決こそが二天政党政治の発展という今後の日本政治の行方のキイポイントとなるものであろう。

ともあれ、自由民主党の結成によって、ここに政界は〝保守対革新〟といういわゆる二党対立の形となったことのことであって、二天政党